

件名

金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第二十条第三項第一号イ等の規定に基づき、法人から除かれるもの等を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第 号）の施行に伴い、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第二十条第三項第一号イ等の規定に基づき、法人から除かれるもの等を定める件（令和三年金融庁告示第三十二号）の一部を次のように改正し、令和六年二月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(特例地域金融機関)</p> <p>第三条 府令第二十条第四項に規定する金融庁長官が定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。)第二十条第二号に規定する農業協同組合</p> <p>「六・七 略」</p> <p>第四条 「略」</p> <p>「表略」</p> <p>備考</p> <p>この表において「特定の疾病」とは、悪性新生物、心臓疾患及び脳血管疾患のうち少なくとも一の疾病を含む十を超えない範囲内の数の疾病であつて、<u>保険会社(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一号)</u>第三項第一号に規定する保険会社をいう。)、<u>外国保険会社等(同項第二号に規定する外国保険会社等をいう。)</u>又は少額短期保険業者(同項第三号に規定する少額短期保険業者をいう。)<u>が保険約款に定めているものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(特例地域金融機関)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 金融サービスの提供に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。)第二十条第二号に規定する農業協同組合</p> <p>「六・七 同上」</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「同上」</p> <p>備考</p> <p>この表において「特定の疾病」とは、悪性新生物、心臓疾患及び脳血管疾患のうち少なくとも一の疾病を含む十を超えない範囲内の数の疾病であつて、<u>保険会社(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一号)</u>第三項第一号に規定する保険会社をいう。)、<u>外国保険会社等(同項第二号に規定する外国保険会社等をいう。)</u>又は少額短期保険業者(同項第三号に規定する少額短期保険業者をいう。)<u>が保険約款に定めているものとする。</u></p>

備考 表中の「」の記載は注記である。